

平成 30 年 3 月 8 日

各 位

東京都港区六本木二丁目二番六号
六本木福吉町ビル 202
バイクリメンツ株式会社
代表取締役 柴田 倫宏

当社に対する関東財務局による業務改善命令について

当社は、本日、下記に掲げる事項について、関東財務局から資金決済に関する法律第 63 条の 16 に基づく業務改善命令を受けました。

今回の命令を真摯に受け止め、これを深く反省するとともに、お客様をはじめとする関係者の皆様に、多大なご迷惑、ご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

今後、経営管理態勢の構築、強化を徹底して行い、皆様からのご期待に応えられるよう、全役職員一丸となって、全力で取り組む所存です。

記

【業務改善命令の内容】

- ① 経営管理態勢の構築（内部管理部門及び内部監査部門の機能が十分に発揮できる態勢の構築を含む）
- ② マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に係る管理態勢の構築
- ③ 利用者財産の分別管理態勢及び帳簿書類の管理態勢の構築
- ④ システムリスク管理態勢の構築
- ⑤ 上記①から④までの事項について、講じた措置の内容を平成 30 年 3 月 22 日までに、書面で報告すること。

<本件に関するお問い合わせ先>
バイクリメンツ株式会社
内部管理部 TEL:03-6455-5108

以 上